



2022年5月18日

各 位

会 社 名 株式会社G - 7ホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長CEO 金 田 達 三
(コード：7508 東証プライム市場)
問合せ先 取締役総務部長 松 田 幸 俊
(TEL 078-797-7700)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月18日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第47期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は2022年2月21日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、2022年6月29日に開催予定の第47期定時株主総会の承認を条件として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(3) 上記の変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理の他、字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年6月29日(水曜日)
定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月29日(水曜日)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線_____は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第4条 <条文省略></p>	<p>第1章 総則 第1条～第4条 <現行どおり></p>
<p>第2章 株式 第5条～第11条 <条文省略></p>	<p>第2章 株式 第5条～第11条 <現行どおり></p>
<p>第3章 株主総会 第12条 <条文省略></p> <p>(招集者および議長) 第13条 <条文省略> 2 <条文省略> 3 代表取締役が複数のときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の代表取締役がこれに当たる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p>	<p>第3章 株主総会 第12条 <現行どおり></p> <p>(招集者および議長) 第13条 <現行どおり> 2 <現行どおり> 3 代表取締役が複数のときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により<u>定まる</u>代表取締役がこれに当たる。</p> <p><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第15条～第16条 <条文省略></p>	<p>第15条～第16条 <現行どおり></p>
<p>第4章 取締役および取締役会 第17条 <条文省略></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第17条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p><新設></p> <p>(取締役の選任) 第 19 条<新設></p> <p>当社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(取締役会の招集) 第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第 22 条 <条文省略></p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、<u>他の</u>代表取締役がこれに当たる。</p>	<p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10 名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第 19 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集) 第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第 22 条 <現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により <u>定まる</u> 代表取締役がこれに当たる。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役名誉会長 1 名、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p><新設></p> <p>第 25 条 <条文省略></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>これを選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役名誉会長 1 名、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第 25 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 <現行どおり></p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第 26 条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><u>(監査役の数)</u> 第 27 条 当社の監査役は、<u>4 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第 28 条 当社の監査役は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第 29 条 当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 31 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第 27 条 当会社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 32 条～第 35 条 <条文省略></p>	<p>第 6 章 会計監査人 第 29 条～第 32 条 <現行どおり></p>
<p>第 7 章 計算 第 36 条～第 39 条 <条文省略></p>	<p>第 7 章 計算 第 33 条～第 36 条 <条文省略></p>

